

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から同年8月まで
② 昭和48年6月から49年9月まで

ねんきん特別便を確認したところ、両申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。

申立期間①については、昭和47年3月28日に国民年金保険料を納付した領収書を保管している。申立期間②については、私が記録していた「記録帳」に保険料を納付した記載がある。

このため、両申立期間について、国民年金保険料の納付事実の確認ができないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する国民年金保険料納付書・領収証書によれば、昭和47年3月28日に第1回特例納付により国民年金保険料を納付したことが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格記録については、厚生年金保険被保険者原票により、昭和42年6月9日に同資格を喪失し、同年9月5日に再取得したことが確認できる。

以上のことから、申立期間①については、本来、国民年金の強制加入被保険者期間であり、国民年金保険料が納付されていたにもかかわらず未加入期間となっていることについて、行政側による事務処理の瑕疵^{かし}があったと認められる。

しかしながら、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人が国民年金に任意加入した時期は、昭和49年10月25日であることが確認でき、申立人は、申立期間②の大半について、厚生年金保険被保険者との婚姻による

任意加入期間となっていることから、国民年金被保険者資格を有しておらず、申立期間②の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が提出した記録帳には、申立期間②の国民年金保険料を納付したとする記載があるものの、前述のとおり、申立人は、申立期間②について、国民年金被保険者資格を有していないことから、同記録帳に記載された申立期間②の保険料が、申立人に係る保険料であると推認することはできない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間②の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から63年3月まで
② 昭和63年4月から同年7月まで

ねんきん特別便が届き、記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。母親に勧められ、昭和61年4月頃に国民年金に加入し、前納の方が保険料が安いため、途中からは前納とし、平成4年4月に婚姻するまで、間違いなく母が保険料を納付してくれた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、被保険者名簿により、昭和63年7月5日であることが確認でき、事実、オンライン記録により、申立期間直後の昭和63年8月以降の国民年金保険料が現年度納付されていることから、申立期間②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い上、申立人は、両申立期間以外の国民年金保険料を全て納付している。

一方、申立人の母は、申立期間①の国民年金保険料について、平成8年度にA市区町村役場から届いた「国民年金保険料納入通知書兼領収証書」と同じ納付書により、銀行の窓口において納付したと主張しているところ、申立人が国民年金に加入した時期は、被保険者名簿により、昭和63年7月5日であることが確認できることから、申立期間①については過年度保険料となり、現年度保険料の納付書と同じもので申立期間①の保険料を納付したとする申立人の主張には矛盾がある。

また、申立期間当時の過年度納付書の様式と平成8年度のB市区町村の

現年度納付書の様式は別様式であることから、双方を混同することは考え難い。

さらに、申立人は、申立人の母が銀行の窓口で申立期間①の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1195

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月及び同年6月

ねんきん定期便を確認したところ、昭和56年5月及び同年6月の国民年金保険料が未納とされていた。

私は、昭和55年12月に船員保険被保険者資格を喪失し、A市区町村役場において、国民年金の加入手続をしており、申立期間については、納付済みとなっている56年4月分の保険料と一緒に納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料納付通知書兼領収証書等により、申立人は、申立期間直前の昭和55年12月から56年4月までの期間及び申立期間直後である同年7月の保険料について、それぞれ現年度納付していることが確認でき、この時点において納付が可能であった申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、オンライン記録により、申立人の年金記録については、平成22年12月15日に、申立期間直後の昭和56年7月の国民年金保険料が納付されていたとして、納付記録が追加されている上、年度内において納付済み期間と未納期間が混在する場合に存在すべき国民年金被保険者台帳(特殊台帳)が存在していないことから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年11月1日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、平成7年8月及び同年9月を26万円、同年10月を28万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を平成12年2月29日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月31日から同年11月1日まで
② 平成12年2月29日から同年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成7年8月31日から同年11月1日までの期間及びB社に勤務していた期間のうち、12年2月29日から同年3月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

平成6年6月16日から14年12月15日まで、経営者及び社名の変更はあったが、同一の事業所に継続して勤務していた。

このため、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成7年12月4日に、同年10月1日の定時決定が取消されている上、同年4月30日に遡って被保険

者資格を喪失しているほか、同年12月20日に、被保険者資格喪失日が同年8月31日に訂正されていることが確認できる。

また、労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が平成6年6月16日、離職日が7年11月30日となっていること、及び同社の後継会社であるC社（雇用保険の事業所名はB社。）における資格取得日が同年12月1日となっている旨の回答が得られたことから、申立人は、両社に継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、A社に照会したところ、申立期間①当時、A社には滞納保険料があり、これを解消するために、社会保険事務所（当時）の指導の下、申立人の厚生年金保険被保険者資格を遡って喪失させた旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人は、A社の後継会社であるC社において厚生年金保険被保険者資格を取得した平成7年11月1日に、A社における厚生年金保険被保険者資格を喪失したものと認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、訂正前の記録から、平成7年8月及び同年9月を26万円、同年10月を28万円とすることが必要である。

2 申立期間②について、労働局に照会したところ、申立人のB社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が平成7年12月1日、離職日が14年12月14日となっている旨の回答が得られた。

また、申立人から提出された給与明細書により、申立期間②の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、B社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が社会保険事務所に対し、申立人の資格取得に係る届出を平成12年3月1日として届け出たことを認めていることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、A社における資格喪失日は昭和22年7月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、200円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月30日から同年7月1日まで
② 昭和22年7月1日から23年5月25日まで
③ 昭和23年6月1日から27年6月10日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②並びにB社に勤務していた申立期間③について、加入記録が無いことが判明した。

申立期間①及び②については、戦後、C市区町村において、A社を設立したD氏（社長）にお願いして同社に入社し、昭和23年5月に退職するまでの期間において、継続して勤務していたはずであり、また、申立期間③については、B社において、発送業務を担当していた。

全ての申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した6人に照会したところ、そのうちの1人から、申立人は、当時、同社において勤務していた旨の回答が得られた。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の被保険者資格喪失日が昭和22年3月30日と記載されている一方、申立人に係る標準報酬月額の改定が同日後の同年6月1日に行われている旨記載され

ていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿により、申立人と同様、昭和21年12月1日に被保険者資格を取得し、22年6月1日に標準報酬月額が改定（標準報酬月額の等級区分改定）されている者30人全員が、標準報酬月額の改定後に被保険者資格を喪失していること、及び同年3月から同年6月1日までの期間において被保険者資格を喪失している者11人全員について、同日における標準報酬月額の改定が行われた旨の記載が無いことが確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、申立人について、昭和22年3月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出が行われたとは考え難く、上記被保険者名簿により、申立人は、標準報酬月額の改定日に当たる同年6月において、A社に勤務していたものと推認できることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、同年7月1日と訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和22年6月1日の改定に係る記録から、200円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、適用事業所名簿によると、A社は、昭和23年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているほか、法務局に照会したところ、該当事業所は見当たらない旨の回答が得られた。

また、申立人から当時の事業主及び事業主の妻の名前が挙げられているものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、当該事業主及び事業主の妻と推認される者は見当たらない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚（姓のみ）5人は、上記被保険者名簿に同姓の者が確認できるものの、既に他界しているか連絡先が不明であり、照会することができない。

加えて、上記被保険者名簿において、当該期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した3人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、申立人の勤務状況等に関する具体的な証言は得られなかった。

- 3 申立期間③について、B社に係る適用事業所名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が事業所の所在地であったとして主張するE市区町村において、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、当該被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた事業主及び同僚の名前は見当たらない。

また、申立人から当時の社会保険事務担当者の名前が挙げられているものの、上記被保険者名簿に当該担当者は見当たらない上、当該被保険者名簿に

は申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、上記被保険者名簿において、当該期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した6人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人の勤務状況等に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、B社は、昭和28年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているほか、法務局に照会したところ、該当事業所は見当たらない旨の回答が得られた。

- 4 このほか、申立期間②及び③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除についてうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1500

第1 委員会の結論

申立人の、A社B工場における被保険者資格の取得日は昭和19年9月1日、喪失日は20年9月15日であったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月から20年9月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C工場に勤務していた期間に係る被保険者記録が特定できない旨の回答を受けた。

私は、A社C工場には、昭和20年9月までの期間において勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社C工場に勤務していた。」と主張しているところ、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金被保険者台帳により、申立人は、昭和19年9月1日に同社B工場において被保険者資格を取得した旨が記録されている一方、当該被保険者名簿及び被保険者台帳のいずれにおいても資格喪失日が記録されていないことが確認できる。

また、A社に照会したところ、当時の資料は残存しておらず、勤務していた期間は不明であるが、申立人は同社に在籍していた旨の回答が得られたほか、同僚一人から、申立人は同社に勤務していた旨の証言が得られた。

さらに、A社B工場に係る被保険者名簿において、申立人が登載されたページの前後5ページに登載された同僚55人のうち、終戦を理由に昭和20年9月15日で資格喪失している者が25人確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日は昭和19年9月1日、資格喪失日は20年9月15日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、被保険者名簿及び被保険者台帳における申立人の記録から、60円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の、A社B工場における被保険者資格の喪失日は昭和36年3月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年10月21日から36年3月21日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和35年10月21日から36年3月21日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和35年5月5日にA社に入社してから、平成9年4月20日に定年退職するまでの期間において継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、A社B工場において昭和35年4月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、平成5年4月20日に離職していることが確認できる。

また、A社本社から提出された申立人に係る「労働者名簿」(写)により、申立人は昭和35年4月1日に入社し、平成5年4月20日に退職するまでの期間において継続してA社B工場及びA社本社等において勤務していたことが確認できる。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和35年5月5日であることが確認できるものの、同資格喪失日は同年10月21日と記載された後、二重線により取り消されている。

加えて、A社B工場において、入社日、研修期間、配属日が全て同じであつ

たとして、申立人が名前を挙げた同僚二人の厚生年金保険の被保険者記録は、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格取得日は昭和35年5月5日であり、被保険者資格喪失日については、申立人同様、同年10月21日と記載された記録が取り消されている一方、オンライン記録では、両者とも同資格喪失日は昭和36年3月21日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における被保険者資格の喪失日を昭和36年3月21日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和35年10月の定時決定の記録から、1万6,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場における資格喪失日が、昭和37年6月30日となっている旨の回答を受けた。

昭和36年3月15日からA社B工場に勤務し、37年7月1日付けで同社本社に異動になったので、同社B工場における資格喪失日は同年7月1日となるはずであり、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A社から提出された「人事記録」及び同社の回答内容から判断すると、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る被保険者名簿の昭和37年5月の標準報酬月額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の書類が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業

主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年2月1日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明し、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が32万円であったと認められることから、申立期間②のうち、9年11月1日から10年10月1日までの期間については、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月1日から9年10月1日まで
② 平成9年11月1日から14年3月21日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成8年11月1日から9年10月1日までの期間及び同年11月1日から14年3月21日までの期間について、回答を受けた標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低いことが分かった。

勤務期間を通じて、32万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を継続して控除されていたことは間違いのないので、両申立期間の標準報酬月額について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②における標準報酬月額に係る記録については、申立人から提出された給与明細書により、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支給を受けていたことが認められるとともに、同記録により確認できる標準報酬月額に見合う保険料を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき平成23年2月1日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後の同一事業所に係る別の申立てにおける調査の中で、申立期間②のうち、平成9年11月1日から10年10月1日までの

期間について、オンライン記録により、申立人のA社における標準報酬月額が、当初、32万円と記録されていたところ、同年6月24日付けで9年11月1日に遡及して訂正され、16万円に引き下げられていることが確認できることが判明した。

また、A社に照会したところ、申立期間②当時、同社は社会保険料を滞納しており、これを解消する方策として、社会保険事務所との話し合いの上、遡及訂正処理に至った旨の回答が得られた上、滞納処分票においても、同社が社会保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間②のうち、平成9年11月1日から10年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、32万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から52年3月まで

結婚を機に、A市区町村において国民年金の加入手続を行い、その2～3年後くらいに、保険料が未納であった期間に対し、市区町村役場から予告無しに特例の納付書が届いた。その時点で未納期間の保険料の全額を、妻が何回かに分けて、合計で10数万円納付したことを覚えている。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料として、合計で10数万円くらいを納付したと主張しているが、仮に、申立期間(91か月)の保険料を第3回特例納付期間内に納付した場合、当該保険料は、申立人が納付した保険料額と大幅に相違することから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、申立期間に係る納付書が、予告無しに市区町村役場から送られてきたと主張しているが、B年金事務所によると、市区町村役場が過年度及び特例納付書を発行し送付する事実はないとしていることから、申立人の主張には矛盾がある。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和46年9月に、私の父が国民年金の加入手続を行い、納税組合を通じて国民年金保険料を納付してくれており、申立期間についても、夫婦二人分の保険料を継続して納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の父が納税組合を通じて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び国民年金被保険者名簿により、申立人の夫は、申立期間の一部である昭和50年7月から51年3月までの保険料について、52年9月29日に過年度納付していること、及び47年4月から50年6月までの期間が未納であることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の父は、申立期間の保険料について、後からまとめて納付したことはないとしているなど、申立期間当時の明確な記憶が無く、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から55年3月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和51年4月から55年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、A市区町村の店に住み込みで働いていた昭和51年頃、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続きを行い、B銀行の集金により、定期的に保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和55年7月14日から同年同月18日の間と考えられ、この時点では、申立期間の半分については、時効により保険料を納付することはできない上、51年頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を定期的に納付していたとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人と国民年金手帳記号番号が連番である申立人の元妻も、申立期間に係る保険料が未納である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から平成元年 10 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 55 年 4 月から平成元年 10 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚等の証言から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが推認される。

一方、A社から、当時の資料は残っていないものの、申立人に係る厚生年金保険の加入手続は行っておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた7人の同僚のうち、既に他界した2人を除く5人に照会したところ、4人から回答が得られ、そのうち2人から、申立人は、当初、工場勤務であり運転手ではなかった旨の証言が得られ、そのうちの1人から、工場勤務者は厚生年金保険に加入していなかった、他の1人からは、社会保険の加入については、当時の社長が決めており、申立人については厚生年金保険に加入していなかったとの話を社会保険事務担当者から聞いた旨の証言が得られた。

さらに、申立人は、自身がA社に入社時、同社には工場勤務者を含め約25人の社員がいたとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票綴りにおいて、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和54年4月1日）に被保険者資格を取得している者は、事業主及び事業主の家族を除き8

人となっていることから判断すると、同社では、必ずしも、全ての社員について厚生年金保険に加入させていたとは限らないことがうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票綴りに、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 40 年 2 月 16 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 32 年 10 月 1 日から 45 年 4 月 7 日までの期間のうち、33 年 4 月 1 日から 40 年 2 月 16 日までの期間について、加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和 32 年 10 月 1 日から 45 年 4 月 7 日までの期間において継続してA社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、昭和 38 年 9 月 1 日に雇用保険被保険者資格を取得し、45 年 4 月 8 日に離職した旨の回答が得られた。

一方、A社に照会したところ、申立人の申立期間における勤務については書類が残存しておらず、当時の事業主は既に他界しているため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入等について、詳細は分からない旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚、及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡先の判明した二人に照会したものの、申立人のA社における勤務状況及び厚生年金保険の加入等について具体的に確認できる証言は得られなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらな

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。私は、当時、脱退手当金の制度を知らず、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 6 月 4 日に脱退手当金の支給決定が行われているとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致しており、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社における被保険者のうち、申立人の資格喪失日の 5 年前までに資格喪失（喪失日に、他事業所で再取得した者を除く。）し、脱退手当金の受給権を有する女性 4 人について、全員に脱退手当金の支給記録が確認できる上、そのうち、2 人については、同一年月日に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給決定が同一日となっていることが確認できることから、申立期間当時、事業主による代理請求が行われていたことが推測される。

さらに、申立人は、A社を退職後、就職するつもりだったと主張しているものの、申立期間後に厚生年金保険の被保険者となった記録は無く、国民年金には昭和 46 年 7 月に加入しているが、未納期間が 42 か月ある。

加えて、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月1日から33年11月1日まで
年金機構からはがきが届き、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和27年12月1日から31年7月1日までの期間及びC社（現在は、B社）に勤務していた31年7月1日から33年11月1日までの期間について、34年10月5日に脱退手当金の支給済みになっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無い。このため、申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、申立期間以外に脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間があるものの、申立期間とは別の厚生年金保険記号番号で管理されている上に、脱退手当金の実支給額が法定支給額と一致していることから、計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間当時は「通算年金通則法」（昭和36年法律第181号）の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、C社を退職後、昭和37年6月に別事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの43か月にわたり、公的年金の加入歴が無い申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1508 (事案 427 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月から 34 年 2 月 28 日まで

A社B工場のC寮(昭和32年6月にA社B工場のC寮に係る所管は同社D工場に移管。)に勤務していた申立期間について、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、厚生年金保険の被保険者として認められなかった。

申立期間において、同社B工場に勤務しており、今回、新たに私の親族3人の名前を挙げるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) A社から、申立期間当時の社会保険に係る事務手続や勤務状況について、確認できない旨回答を得たこと、ii) 同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた同僚8人のうち、2人について、申立人と同日(昭和34年2月28日)に被保険者資格を取得していることが確認できる上、残る6人については、申立期間に係る被保険者記録を確認することができないこと、iii) 上記被保険者名簿において、申立人と同日(昭和34年2月28日)に被保険者資格を取得した10人に照会したところ、申立人が勤務していたとする同社のC寮とは別の社員寮及び同社D工場の付属施設に勤務していたとする5人からは、入社日が、同資格取得日よりも約10か月又は約2年前であるとする旨の回答が得られたことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たに申立人が名前を挙げた申立人の親族3人に照会したものの、申立人のA社のC寮における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について具体的な証言を得ることはできなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 25 日から 43 年 2 月 21 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた昭和 39 年 3 月 25 日から 43 年 2 月 21 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険記号番号払出簿及びA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されており、オンライン記録では、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から4か月後の昭和 43 年 6 月 21 日に、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されているとともに、申立期間以外に脱退手当金の計算の基礎となるべき未請求期間が無く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の申立期間におけるA社B工場に係る健康保険整理番号の前後50人に含まれる女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 2 月 21 日の前後2年以内に同資格を喪失し、健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人と同様「脱」の表示が記され、オンライン記録により脱退手当金の支給記録がある女性は、申立人を除き17人確認することができ、そのうち連絡先の判明した9人に照会したところ、9人全員から脱退手当金を受給したことを記憶していることのほか、当時、当該事業所の事務担当者に請求手続をしてもらったとの証言が得られた。

さらに、A社B工場を退職後、昭和 51 年 1 月に国民年金に任意加入するまでの 95 月にわたり、公的年金の加入歴が無い申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえぬ。

加えて、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。